

○上里町行政改革推進委員会設置条例

昭和六十年三月二十日条例第四号

改正 平成一三年 九月一〇日条例第二四号

平成一四年 九月一三日条例第二四号

(設置)

第一条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現を推進するため、上里町行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第二条 委員会は、町長の諮問に応じて上里町の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第三条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- 一 町議会の議員
- 二 町教育委員会の委員
- 三 町農業委員会の委員
- 四 公共的団体の役職員
- 五 学識経験を有する者
- 六 町内に住所を有する者

(会長及び副会長)

第四条 委員会に会長及び副会長一人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(委員)

第五条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第六条 委員会は、会長が招集し議長となる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、所管課において処理する。

(雑則)

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年九月一〇日条例第二四号）

この条例は、平成十三年十一月二十日から施行する。

附 則（平成一四年九月一三日条例第二四号）

この条例は、平成十四年十月一日から施行する。